

「令和6年度外国人観光客受入環境整備促進 事業補助金」の募集について

～ 訪日外国人観光客のための設備整備を支援します ～

宮城県では、外国人観光客の皆様が快適に観光を楽しめるよう、宿泊施設、観光集客施設、特定の車両への無料公衆無線LANの設置や外国語表示の整備を実施する事業者の皆様を支援します。

※無線LANとは、パソコンやスマートフォンで、ケーブルを使わずにデータをやりとりできる情報通信のネットワークのことです（似た言葉に「Wi-Fi」がありますが、ほぼ同じものと考えて問題ありません）。無料の公衆無線LANが宿泊施設や観光集客施設などに設置されていれば、日本国内で携帯電話回線の契約をしていない外国人観光客でも、快適にインターネットを利用することができます。

※申請にあたっては、県観光戦略課HP (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankou/>) 及び交付要綱・募集要領をご確認いただきますようお願い申し上げます。

	無線LAN機器・外国語表示等整備
補助対象施設・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設、観光集客施設を営む事業者 ・住宅宿泊事業者 ・一般旅客自動車運送事業者 ※仙台空港発着で定期的に運行する2つ以上の異なる市町村に所在する県内観光地に停車するもの又は県内観光地に停車し他県まで運行するもの
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆無線LANの機器購入費及び設置工事費 ・ホームページや案内表示等の外国語表示にかかる経費
補助率	対象経費の2分の1以内
補助上限額	70万円

募集期間	令和6年8月5日（月）から令和6年11月29日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く） ※募集期間中であっても補助額が予算額に達した時点で、受付を終了いたします。
交付決定	交付申請書を受付順に審査し、随時交付決定の可否を通知
交付申請・問い合わせ先	宮城県経済商工観光部観光戦略課 観光産業振興班 （宮城県庁14階） 電話：022-211-2755 住所：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号